

聖学院大学 内部質保証推進 I R 委員会内規

(目的)

第1条 次の各号に定める事項を目的として、聖学院大学内部質保証推進 I R 委員会（以下、推進委員会）を設置する。

(1) 大学学則第2条に定める本学の設立目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況を把握したうえで、教育研究の改善に努めること（以下「自己点検・評価」という。）

(2) 本学の教育研究の質を確保するため、自己点検・評価を行い、その結果をもとに教育研究活動等の継続的な改善を推進すること（以下「内部質保証」という。）

(自己点検・評価等)

第2条 自己点検・評価は、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）に係る組織（以下「各組織」という。）の全てにおいて実施する。

2 各組織は、客観的な根拠資料又はデータ（入学から卒業後までの学修時間、学修行動、学修成果及び授業評価等の調査・把握を含む。）に基づき、教育研究等の状況を組織的かつ定期的に把握し、改善に努める。

3 聖学院大学 I R 室は、各組織と連携し、各組織の階層に応じたデータを提供し、自己点検・評価を支援する。

(内部質保証推進 I R 委員会の取扱事項)

第3条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を審議のうえ、決定する。

(1) 自己点検・評価に関する次の事項

- ①自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価事項の策定に係る事項
- ②自己点検・評価の実施、組織及び体制に係る事項
- ③各組織の自己点検・評価の総括及び検証に係る事項
- ④自己点検・評価の報告書作成に係る事項
- ⑤自己点検・評価の結果の公表に係る事項
- ⑥学長の指示に基づく特定の項目に関する自己点検・評価の実施に関する事項
- ⑦外部評価及び第三者評価に係る事項
- ⑧学校教育法に定める認証評価に係る事項

(2) 内部質保証に関する次の事項

- ①内部質保証の方針及び手続の策定に関する事項
- ②内部質保証のための体制の確保に関する事項
- ③内部質保証の仕組みの機能向上に関する事項

(3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(内部質保証推進 I R 委員会の構成)

第4条 推進委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学チャブレン
- (4) 学部長・研究科長
- (5) 学長補佐
- (6) 内部質保証推進実行委員長
- (7) 大学事務局長
- (8) 経営企画部長
- (9) 学務部長

- (10) 学長室長
- (11) 学長室事務課マネージャー
- (12) I R 企画課マネージャー
- (13) 教務部長、又は教育課程の編成に関する広い見識を備えている者で学長が指名する者
- (14) その他学長が指名する者

2 推進委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(内部質保証推進 I R 委員長等)

第 5 条 推進委員会に委員長を置き、学長がこれに当たる。

(内部質保証推進 I R 委員会の運営)

第 6 条 推進委員会は、毎年度 1 回以上、委員長が招集する。

2 推進委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。

(学生、卒業生からの意見聴取)

第 7 条 推進委員会は、自己点検・評価の結果について、大学評議会から意見を聴取することができる。

2 大学評議会の構成員は、本学の学生（学部及び大学院）及び本学の卒業生とする。

3 推進委員会は、前項の意見を求めた場合は自己点検・評価及び内部質保証の推進の際にその意見を反映させる。

(大学評価会議等)

第 8 条 推進委員会は、自己点検・評価の結果について、大学評価会議又は他の有識者に諮問することができる。

2 大学評価会議の構成員は、学外の地域社会・産業界その他の有識者とする。

(自己点検・評価の報告・公表及び改善への取組)

第 9 条 学長は、自己点検・評価の報告を受け、結果を公表する。第 7 条、第 8 条に定める意見聴取又は諮問を行った場合は、結果の公表に、その内容を含める。

2 学長は、自己点検・評価の報告を受け、推進委員会に改善を要求し、実現を図らなければならない。推進委員会は、学長の要求に従い、各組織に改善を指示する。当該組織の長は推進委員会に改善計画及び改善結果の報告を行う。

3 学長は、外部評価及び第三者評価、学校教育法に定める認証評価の受審及び結果を理事会に報告する。

(内部質保証推進実行委員会)

第 10 条 第 3 条に定める事項について、推進委員会の諮問を受け、より具体的な見地から審議を行うため、推進委員会のもとに内部質保証推進実行委員会を設置する。

2 内部質保証推進実行委員会に委員長を置く。委員長は学長の指名によるものとする。

3 内部質保証推進実行委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長の指名による委員長
- (2) 副学長(副学長が数名あるときは、副学長のうち学長が指名する者)
- (3) 学長補佐
- (4) I R 室長
- (5) F D ・ S D 委員長
- (6) その他学長が指名する者

(全学評価委員会)

第 11 条 第 3 条第 1 号に定める事項について、推進委員会から全学的方針の指示を受け、各組織に自己点検・

評価を指示し、またその結果を集約し、推進委員会に報告を行うため、全学評価委員会を設置する。

- 2 全学評価委員会に委員長を置く。委員長は副学長(副学長が数名あるときは、副学長のうち学長が指名する者)とする。
- 3 全学評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 副学長
 - (2) 大学チャブレン
 - (3) 学部長・研究科長
 - (4) 学部チャブレン
 - (5) 基礎総合教育部長
 - (6) 学長補佐
 - (7) 学科長
 - (8) 教務部長
 - (9) 学生生活部長
 - (10) 入試部長
 - (11) キャリアデザイン部長
 - (12) 地域連携・教育センター所長
 - (13) ボランティア活動支援センター所長
 - (14) グローバルキャンパスセンター所長
 - (15) 総合研究所長
 - (16) 内部質保証推進実行委員長
 - (17) I R 室長
 - (18) F D ・ S D 委員長
 - (19) 大学事務局長
 - (20) その他学長が指名する者

第 12 条 全学評価委員会は、毎年度 1 回以上、全学評価委員長が招集する。

- 2 全学評価委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。

(各組織の自己点検・評価の推進)

第 13 条 各組織は、全学評価委員会の指示を受け、それぞれの所管する事項について、自己点検・評価を実施する。

- 2 各組織において、自己点検・評価の推進に関する体制を置く。体制の構成及び運営に関する必要な事項は、当該組織が定める。

(大学プロジェクト)

第 14 条 第 9 条第 2 項に定める事項について、推進委員会から指示のあった改善活動及び各方針の実施にあたり、より具体的な見地から審議を行い、各組織における実行を支援するため、推進委員会は、大学プロジェクトを設置する。

- 2 大学プロジェクトの長及び構成員は、教職員より推進委員会が指名する。

(事務担当)

第 15 条 推進委員会、全学評価委員会、大学評議会及び大学評価会議の事務は、学長室が務め、内部質保証推進実行委員会の事務は、大学総務課が務める。

(改廃手続)

第 16 条 この内規の改廃は、大学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1. この内規は、2020 年 4 月 8 日から施行し、2020 年 4 月 1 日に遡って適用する。
2. この内規の制定に伴い、「聖学院大学点検評価規程」（1994 年 6 月 27 日施行）及び「聖学院大学教育改革プロジェクト・ワーキンググループ内規」（2013 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この内規の改正(第 4 条第 1 項、第 10 条第 3 項、第 11 条第 2 項)は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規の一部改正（構成員の追加及び削除、事務担当関係）は、2024 年 4 月 10 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。